別紙１

募集分野に必要な職業訓練指導員免許について

１ 募集分野に必要な職業訓練指導員免許

表. 募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種

募集分野	職業訓練指導員免許の職種
①機械	機械科、メカトロニクス科、塑性加工科、プラスチック製品科
②溶接	溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科
③電気	電気科、電気工事科、メカトロニクス科、発変電科、送配電科、電気通信科
④電子情報	電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科、電気通信科、情報処理科
⑤建築	建築科、建設科、枠組壁建築科、インテリア科、床仕上げ科
⑥ビル管理	冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科、建築物衛生管理科
⑦港湾物流	貿易事務科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科
⑧機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）	クレーン科、建設機械科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科、機械科、土木科
⑨航空機整備	航空機整備科
⑩接客サービス	ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科

※ 募集分野⑦、⑨、⑩の募集対象は、経験者（実務経験 10 年以上）のみです。

※ 自己紹介書の「免許取得状況」の欄に取得又は取得見込の免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込の場合は、「取得方法、講習受講予定の都道府県・受講時期、免許申請先の都道府県、免許取得予定時期」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。下記2の「職業訓練指導員免許の取得方法等」をご参照ください。

2　職業訓練指導員免許の取得方法等

(1)職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業訓練施設(当機構・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設)及び認定職業訓練施設(事業主等が職業訓練を行うために設置した施設)で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員といい、これらの施設で訓練を担当する指導員は、原則として「職業訓練指導員免許」を必要とします。

(2)指導員免許の取得方法

次のイ～ハの取得方法があります。免許は申請した都道府県から交付されます。

イ 職業訓練指導員試験の合格
ロ 職業訓練指導員講習(48時間講習)の受講
ハ 高等学校の教員の普通免許状による申請等

イ　職業訓練指導員試験

- 職業訓練指導員試験は、職業訓練指導員免許を取得するための試験で、各都道府県が実施しています(現住所以外の都道府県での受験も可能です)。
- 試験実施職種は各都道府県で異なります(毎年実施、隔年実施、実施なし等)。
- 受験資格等は、別表1及び別表2をご参照ください。
- 詳しくは、各都道府県の能力開発主管部へお問い合わせください。

ロ　職業訓練指導員講習(48時間講習)

- 職業訓練指導員講習は、職業訓練指導員免許の取得を希望する方のための6日間(計48時間)の講習で、各都道府県の職業能力開発協会が実施しています(現住所以外の都道府県での受講も可能です)。
- 講習内容は、職業訓練原理、教科指導法、労働安全衛生、訓練生の心理、生活指導、関係法規、事例研究、確認テストです。
- 受講資格等は、別表3及び別表4をご参照ください。
- 受講資格の有無は、受講する職業能力開発協会のある都道府県で判断されますので、まずは当該都道府県へお問い合わせください。
- 講習日程、内容等は、当該都道府県の職業能力開発協会にお問い合わせください。

ハ　高等学校の教員の普通免許状による申請等

- 下記の学歴・資格を有する場合は、申請により指導員免許を受けることができます。
  ① 大学等で免許職種に関する科目を履修し、高等学校の教員の普通免許状を所持している者(○○工業、○○工業実習、○○商業、○○商業実習)。なお、この方法による指導員免許の申請を希望される方は、事前に各都道府県に申請の可否を確認する必要があります。
  ② 職業能力開発総合大学校(旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む)の長期課程の指導員訓練を修了した者。